

2. 整備計画

各地区における整備計画は、海岸の現況特性、及び地元市町や地域住民の意向等を踏まえ策定した。

図 2.4 に東京湾沿岸における海岸保全区域および海岸保全予定区域の一覧を示し、表 2.2 には海岸の現況特性の一覧を示す。

また、表-2.3(1)～表-2.3(9)および平面図においては、整備計画として、施設の整備方針、施設の種類・規模、配置、維持又は修繕の方法等を示す。なお、必要に応じて適宜、整備計画の見直しは行われるものとする。

(1) 海岸保全施設の新設又は改良

海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じた、きめこまやかな海岸づくりを推進していくために、海岸の地形変化や保全対策に関する最新の調査・研究及び技術開発を踏まえながら、市町や海岸に係る地域団体および地域住民などからなる「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」の創設を図ることが望ましい。また、施設整備の実施に向けては、本基本計画で定めた「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」を基本とし、「魅力ある海岸づくり会議(仮称)」において意見を聴くなどして整備を推進するものとする。

なお、検討にあたっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることに留意する。

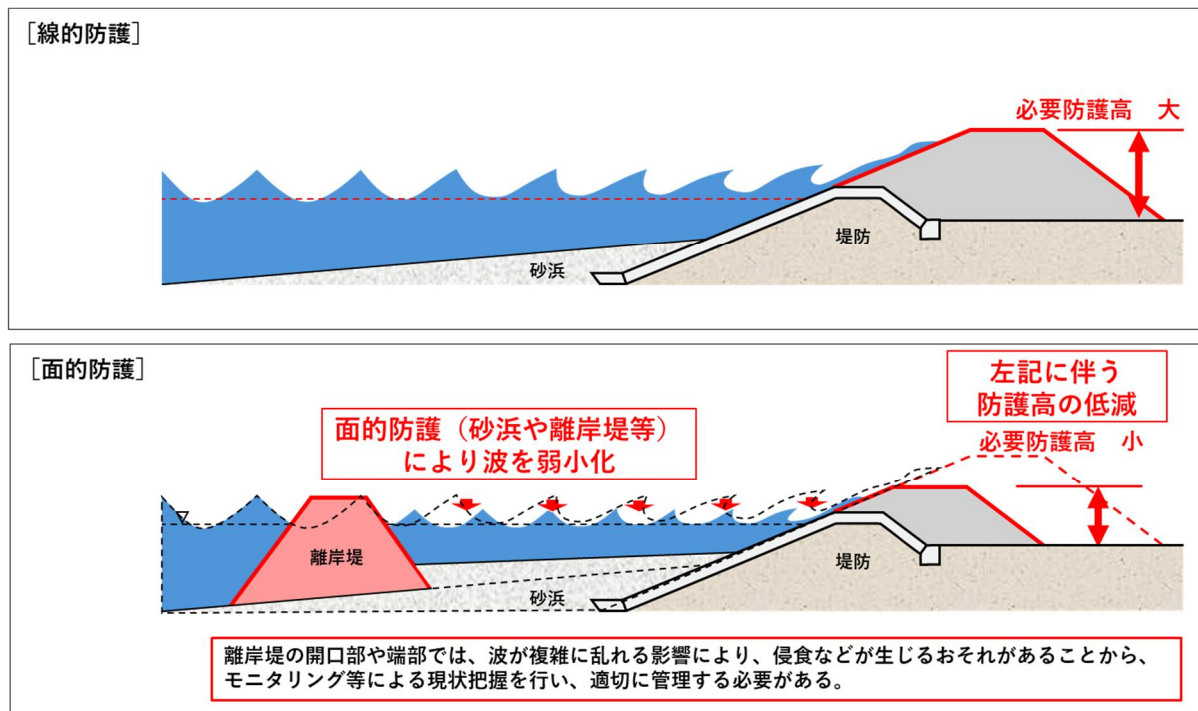


図 2.1 防護イメージ図

（２）段階的な天端高の嵩上げ

気候変動の影響に対応した海岸保全施設の適応策や整備のあり方については、これまで、社会資本整備審議会や国土交通省が設置する各検討委員会等で数多くの検討が行われ、答申やマニュアルなどの形で国及び海岸保全施設を管理する海岸管理者が対応すべき指針が示されている。

このうち、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」（平成 20 年 2 月）においては、嵩上げの考え方として以下のよう

（高潮への段階的な対応及び進行する海岸侵食への対応の強化）

- ・海面水位の上昇や台風の激化に対応するため、高潮堤防等を的確に整備する必要があるが、高潮堤防等はコンクリート構造が多いことから、施設更新時などにあわせて、その時点で今後増大する外力を見込んで嵩上げを行い、浸水頻度を減少させる必要がある。
- ・今後の海面水位の上昇や台風の激化に係る研究の進度を踏まえ、嵩上げは段階的に実施する。具体的には、今後の海面水位の上昇や台風の激化に係る研究の進度を踏まえ、嵩上げは段階的に考え、嵩上げを実施する。

「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」（平成 23 年 6 月）においては、気候変動の影響による外力の変化を見込む期間として以下のように記載されている。

海面水位の上昇量や台風の強大化に伴う潮位偏差や波浪条件の設定においては、現時点での地球温暖化の影響に不確実性が含まれるが、検討時点から施設の耐用年数（例えばコンクリート構造物では 50 年）までを予測期間とし、耐用年数後の外力変化量を見込むものとする。

「漁港施設等における気候変動適応方策の設計に係る手引き(暫定版)」(令和 5 年 4 月)においては、気候変動適応策は、機能面、構造面の性能照査結果に基づき、適応策の実施時期のシナリオを考慮したうえで、総合的に検討するとして、先行型対策、直前型適応策、順応型適応策が記載されている。各シナリオの選定には、気候変動に関する知見の蓄積状況や施設の利用状況、対策費用を考慮しながら組み合わせて実施することで、効果的な対策を実行可能であるとしている。

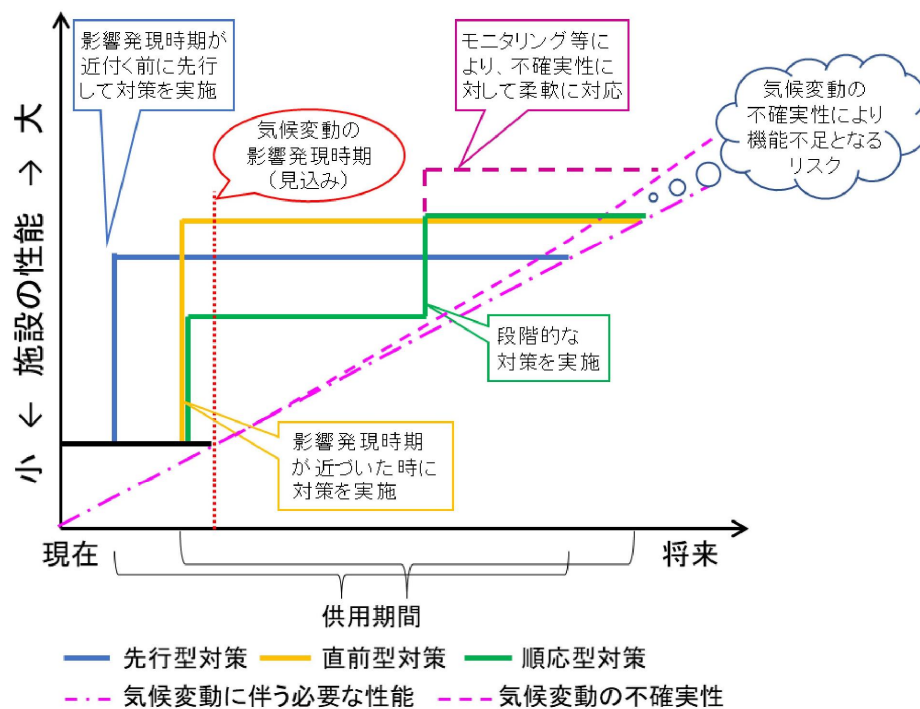


図 2.2 気候変動に対する整備シナリオの概念図

出典:「漁港施設等における気候変動適応方策の設計に係る手引き(暫定版)」(令和5年4月),P.20

また、「港湾における気候変動適応策の実装方針」(令和6年3月)においては、気候変動の影響に伴い、設計供用期間内に想定される作用の時間変化に対し、施設の要求性能を確保する方策として、以下のように記されている。

- ・設計供用期間内に想定される作用の時間変化に対し、施設の要求性能を確保する方策として、①設計供用期間の初期段階で対応する「事前適応策」と、②設計供用期間内に段階的に対応する「順応的適応策」が考えられる。

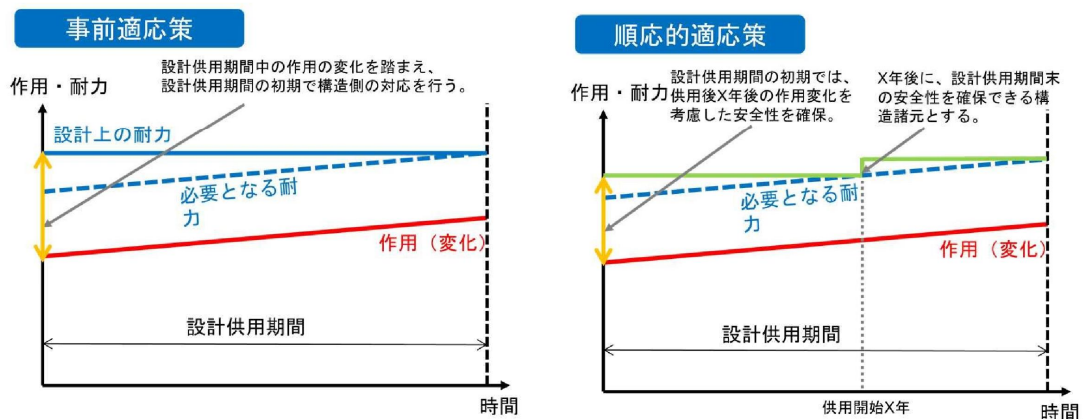


図 2.3 事前適応策と順応的適応策の概念図

出典:「港湾における気候変動適応策の実装方針」(令和6年3月),P.25

これらの指針等を踏まえ、海岸保全施設の整備においては、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量等を加味するなど、手戻りのないよう順応的に段階整備を実施することを基本とする。

なお、段階整備にあたっては、「(1) 海岸保全施設の新設又は改良」に則り、きめこまやかな海岸づくりを推進する。

【段階整備にあたり考慮すべきポイント】

防護の目標は、2100年時点の気候を想定し定めたものであり、段階整備にあたっては、下記に列挙した主要素を考慮して検討すること。

《気候変動の不確実性》

RCP2.6 (2℃上昇相当) における外力の変化にも予測の幅があり、また、2℃以上の気温上昇が生じる可能性も考慮。

《施設の耐用年数》

施設の耐用年数(例えばコンクリート構造物では50年)と将来予測を考慮。

《被害の想定》

越流や越波による浸水想定などを考慮。

《地形・砂浜の変動》

将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮。(地形(流砂系全体)や砂浜の変動傾向の把握に努める。)

表 2.1 海岸保全施設等の目安高さ(現在・将来)

地域海岸区分			現在 (T.P. +m)	将来(2100年) (T.P. +m)
東京湾沿岸	内湾	地域海岸① 【浦安市～袖ヶ浦市】	3.4～7.1	3.8～9.5
		地域海岸② 【木更津市～富津市富津岬】	3.4～3.8	3.1～7.4
	内房	地域海岸③-1 【富津市富津岬～富津市萩生】	3.9～4.5	3.6～7.6
		地域海岸③-2 【富津市萩生～富津市金谷】		3.9～7.6
		地域海岸④ 【富津市金谷～西ヶ崎(鋸南町)】	3.9～4.5	4.5～7.5
		地域海岸⑤ 【西ヶ崎～大房岬(南房総市)】	4.4～5.0	4.1～6.4
		地域海岸⑥ 【大房岬～館山航空基地】	4.9	3.2～5.4
		地域海岸⑦ 【館山市大賀～館山市洲崎】	4.1	3.3～5.7

(3) 海岸保全施設の維持又は修繕

海岸保全施設の維持又は修繕は、定期的実施した巡視や点検結果に基づき、施設の長寿命化を勘案し、背後地の状況や海岸利用を踏まえ、計画的かつ効率的に実施する。

なお、海岸保全施設の維持管理や海岸保全のための養浜については、点検や修繕の履歴、モニタリングに関する分かりやすい記録の作成、引継ぎ(保存)が効果的、効率的な事業の継続には不可欠であるため、これを適切に行う。

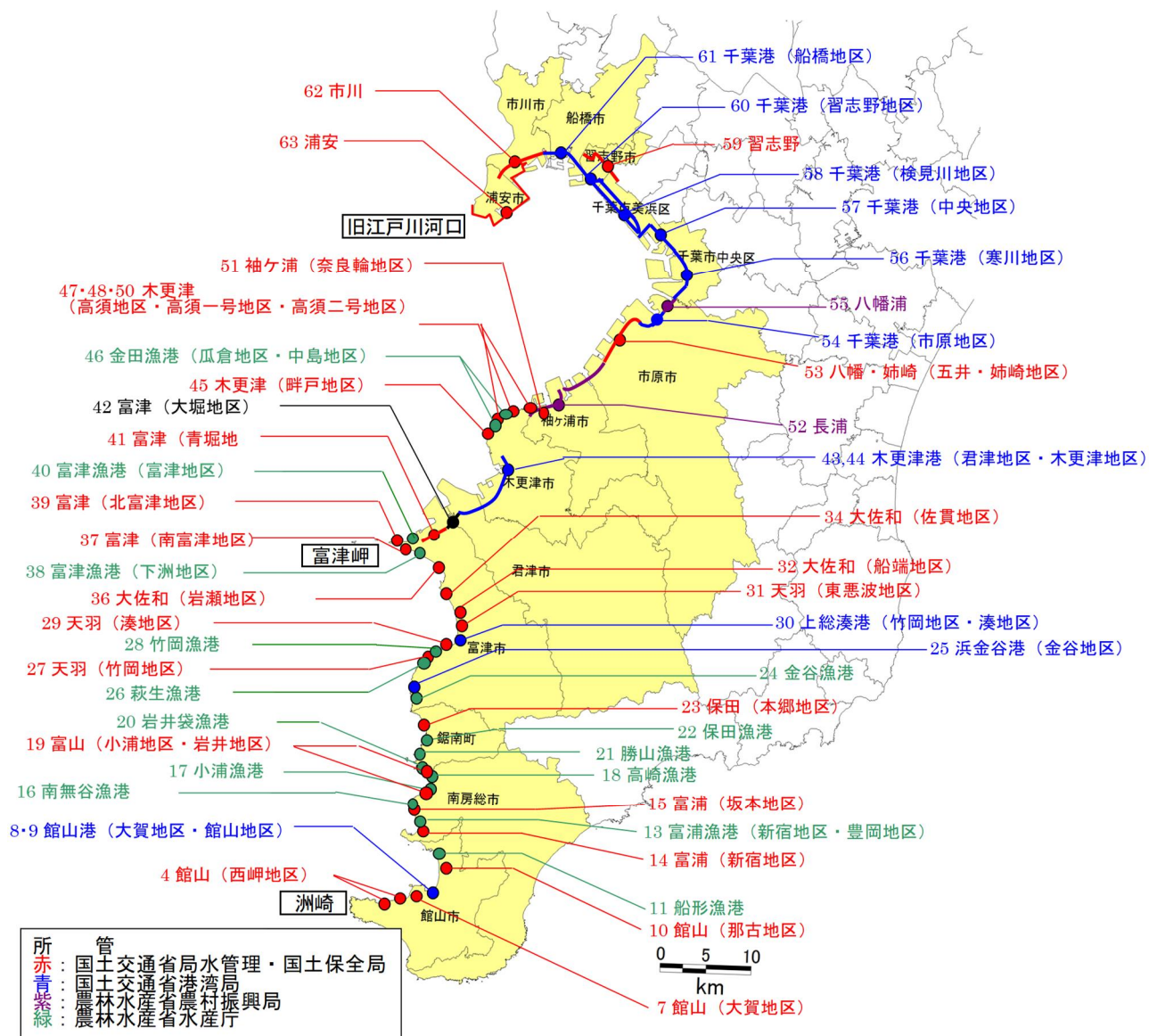


図 2.4 東京湾沿岸の海岸保全区域及び海岸保全予定区域の一覧

表 2.2 海岸の現況特性一覧

ゾーン名	地域・海岸	市町村	番号	海岸名・地区名等	海岸の形態	地形特性	環境特性					利用特性					防護特性			備考	
							藻場	代表的な自然環境	鳥獣保護区	保安林	自然公園	海水浴	マリンスポーツ	潮干狩り	施設等	漁業権	高潮	浸食	津波		
南房総ゾーン	地域海岸⑦	館山市	1	栄の浦漁港	磯浜															洲崎	
			2	坂田漁港																	
			3	波左間漁港																	
			4	館山（西岬地区）				里物の自然	アカウミガメ												
			5	見物漁港																	
			6	下原漁港																	
			7	館山（大賀地区）																	
			8	館山港（大賀地区）																	
			9	館山港（館山地区）				里の島の森	貝類・多毛類・甲殻類							沖ノ島					
			10	館山（那古地区）																	
			11	船形漁港				那古寺の森													
	地域海岸⑤	南房総市	12	多田良漁港																大房岬	
			13	富浦漁港（新宿地区・豊岡地区）																	
			14	富浦（新宿地区）																	
			15	富浦（坂本地区）					アカウミガメ												
			新規	南無谷漁港海岸				貝類・多毛類・甲殻類													
			16	小浦漁港	磯浜																
			17	高崎漁港																	
	地域海岸④	館南町	18	富山（小浦地区・岩井地区）																西ヶ崎	
			新規	岩井袋漁港海岸																	
			19	勝山漁港				浮島の養生	貝類・多毛類・甲殻類												
			新規	保田漁港海岸					アカウミガメ	陸域禁止区域											
		富津市	20	保田（本郷地区）																明鐘岬	
			21	金谷漁港																	
			22	浜金谷港（金谷地区）												東京湾フェリー					
			新規	板生漁港海岸												竹間マリナー					
			23	天羽（竹岡地区）																	
			24	竹岡漁港																	
	地域海岸③	富津市	25	天羽（湊地区）																湊川	
			26	上総湊港（竹岡地区・湊地区）	砂浜				貝類・多毛類・甲殻類												
			27	天羽（東恋波地区）	岩礁																
			28	大佐和（船堀地区）	砂浜				貝類・多毛類・甲殻類												
			29	佐貫漁港																	
		富津市	30	大佐和（佐貫地区）	岩礁			佐貫の海岸 鳥獣群生地													
			31	大貫漁港																	
			32	大佐和（岩瀬地区）																	
			33	富津（南富津地区）	砂浜				貝類・多毛類・甲殻類												
			34	富津漁港（下洲地区）																	
	地域海岸②	木更津市	35	富津（南富津地区）				富津州 海浜植物 群生地			鳥獣 保護区							富津公園		富津岬	
			36	富津（北富津地区）							特別 保護区										
			37	富津漁港（富津地区）	干潟																
			38	富津（青堀地区）													富津みなと 公園				
			39	富津（大堀地区）																	
		木更津・君津・富津ゾーン	君津市	40	木更津港（君津地区）	堤立														小糸川	
41				木更津港（木更津地区）																	
木更津市			42	木更津（野戸地区）				ハマツツナ 群落	海苔・ 昆布類	シギ・ チドリ類								中の島公園 観音公園			小櫃川
			43	金田漁港（瓜倉地区・中島地区）	臨海干潟																
			44	木更津（高須地区）													アクア ライン				
千葉中央・南部	袖ヶ浦市	45	袖ヶ浦（奈良輪地区）															美老川			
		袖ヶ浦市・市原市	46	長浦																	
		市原市	47	八幡・姉崎（五井・姉崎地区）																	
			48	千葉港（市原地区）	堤立																
			49	八幡浦																	
	千葉北部	地域海岸①	千葉市	50	千葉港（寒川地区）														都県境		
				51	千葉港（中央地区）																
				52	千葉港（検見川地区）	人工海浜												ボートタワー			
			習志野市	53	習志野																
				54	千葉港（習志野地区）	堤立															
葛南		船橋市	55	千葉港（船橋地区）	三香浜	ゼロメーター 地帯			コアシサン シギ・チドリ類	鳥獣						船橋港 観水公園			都県境		
		市川市	56	市川																	
		浦安市	57	浦安												浦安 マリナー					

注1:防護特性のハッチ部は、重点地区を示す。
注2:地域海岸とは、同一の津波外力を設定しると判断される一連の海岸線の区分である。

表-2.3(1) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その1)

ゾー ン 名	地 域 海 岸	番 号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
										延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
地域 海岸 ⑦	1	米の浦漁港	800	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	自然海岸であり、背後には民家も存在する。 今後、地域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口 部処理	◎	-		一式	3.3～5.7	-	1
	2	坂田漁港	752	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	自然海岸であり、背後には集落も存在し、海水浴利用等への要請も高い。 今後、地域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	護岸	◎	-		L=220m	3.3～5.7	-	1
								堤防または開口 部処理	◎	-		一式		-	
	3	波左間漁港	1,727	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	自然海岸であり、背後には集落も存在し、海水浴利用等への要請も高い。 今後、地域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口 部処理	◎	-		一式	3.3～5.7	-	1
	4	見物漁港	880	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	自然海岸であり、背後には集落も存在し、海水浴利用等への要請も高い。 今後、地域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口 部処理	◎	-		一式	3.3～5.7	-	1
	5	館山(西岬地区)	1,085	館山市(県)	水管理・国 土保全局	高潮・侵食	背後には集落も存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、地 域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。 また、事業の実施に際しては、周辺の生物環境に十分配慮していく。	護岸	◎	L=740m	4.0	L=345m	3.3～5.7	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状 (基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、 適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	1
								開口部処理また は堤防工	◎	-	-	一式		-	
6	下原漁港	1,735	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	自然海岸であり、背後には集落も存在するため、今後、地域の実情に 応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口 部処理	◎	-		一式	3.3～5.7	-	1	
7	館山(大賀地区)	2,350	館山市(県)	水管理・国 土保全局	高潮・侵食	侵食傾向がみられる海岸であることから、今後、侵食対策を検討し、 地域の実情に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、事業の実施に際しては、周辺の生物環境に十分配慮していく。	護岸	◎	L=470m	4.0	L=1880m	3.3～5.7	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状 (基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、 適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	1	
							開口部処理また は堤防工	◎	-	-	一式		-		
							離岸堤	◎	1基	-	2基	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロック の移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。		
							常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロック の移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。								
南 房 総 ゾー ン	8	館山港(大賀地区)	317	館山市(県)	港湾局	侵食・高潮	侵食傾向がみられる海岸であることから、今後も侵食対策を実施し、 地域の実情に応じて、高潮・津波対策を加え実施していく。 また、事業の実施に際しては、周辺の生物環境に十分配慮していく。	護岸	○	L=60m	3.0	-	3.2～5.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状 (基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、 適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	1
								開口部処理また は堤防工	◎	-	-	一式		-	
								突堤	-	1基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロック の移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
								養浜工	◎	-	-	一式	-	-	
	9	館山港(館山地区)	6,947	館山市(県)	港湾局	高潮・侵食 環境	背後に市街地が拡がり、海水浴利用等への要請も高いため、継続的 に、高潮対策・侵食対策を実施し、今後は、地域の実情に応じて、津波 対策を加え実施していく。なお、事業実施に際しては、沖合のアマモ場 への影響、漁業活動への影響、周辺景観との一体性に十分配慮する。	護岸	○	L=1,845m	3.4～3.9	一式	3.2～5.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状 (基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、 適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	2
								突堤	○	6基	-	一式	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロック の移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
								陸閘	○	3基	3.4	一式	-	開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、 所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
								養浜工	◎	-	-	一式	-	-	
	10	館山(那古地区)	2,000	館山市(県)	水管理・国 土保全局	高潮・侵食	背後に市街地が拡がり、海水浴利用等への要請も高いため、高潮対 策・侵食対策を実施しており、今後は、地域の実情に応じて、津波対策 を加え実施していく。 また、引き続き、ハマヒルガオ等の海岸性植物への影響、漁業活動へ の影響に十分配慮しながら事業を実施していく。	護岸	○	L=2000m	4.0	-	3.2～5.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状 (基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、 適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	2
								開口部処理また は堤防工	◎	-	-	一式		-	
突堤									L=77.5m	-	1基	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロック の移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。			
養浜工								◎	-	-	一式				

地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農林振興局(農林水産省農林振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(2) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その2)

ゾ ー ン 名	地 域 海 岸	番 号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図	
										延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)			
			海岸線延長 (m)													
地域 海岸 ⑥	11	船形漁港	2,691	館山市(県)	水産庁	高潮・環境	背後に市街地が広がるため、今後、地域の実情に応じて、高潮・津波対策を実施していくと共に、快適な海岸環境づくりについても実施していく。	護岸	○	L=655.4m		L=655.4m(嵩上げ)	3.2～5.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	2	
							胸壁	◎	-		L=900m	-				
							堤防または開口部処理	◎	-		一式	-				
							離岸堤	-	3基		-	-		常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。		
							養浜工	◎	-		一式	-		-		
	12	多田良漁港	666	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、地域の実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	3.2～5.4	-	3	
南房 総 ゾ ー ン	地域 海岸 ⑤	13	富浦漁港(新宿地区・豊岡地区)	3,198	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。 また、当海岸では、ハマヒルガオ等の海岸性植物の他、貴重な種子植物等も確認されており、事業実施に際しては、生息環境への影響に十分配慮していく。	護岸	○ ◎	L=390m		L=167m(改良) L=400m	4.1～6.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	3
								胸壁	◎	-		L=360m	-			
								堤防または開口部処理	◎	-		一式	-			
								離岸堤	◎	-		1基	-			
									陸間	◎	-		1基	4.1～6.4	-	
	13-2	南無谷漁港	242	南房総市(市)	水産庁	高潮	今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	4.1～6.4	-	3	
	14	富浦(新宿地区)	800	南房総市(県)	水管理・国土保全局	高潮・侵食	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。 また、当海岸では、ハマヒルガオ等の海岸性植物の他、貴重な種子植物等も確認されており、事業実施に際しては、生息環境への影響に十分配慮していく。	護岸	○ ◎	L=735m	5.0	L=735m(改良) L=485m	4.1～6.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	3	
								開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-		
								離岸堤	◎	-	-	1基	-			
								養浜工	◎	-	-	一式		-		
	15	富浦(坂本地区)	1,700	南房総市(県)	水管理・国土保全局	高潮・侵食	今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	護岸	-	L=1293m	5.0	-	4.1～6.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	3	
								開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-		
	16	小浦漁港	1,070	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	背後に集落が存在するため、今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	4.1～6.4	-	3	
17	高崎漁港	680	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	背後に集落が存在するため、今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	4.1～6.4	-	3		
17-2	岩井袋漁港	1,238	鋸南町(町)	水産庁	高潮	今後、地域の 実情に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	4.1～6.4	-	4		

地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
番号：「新規」は、今後、新たに漁港海岸として指定予定。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(3) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その3)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設「◎」改良「○」	規模(令和5年度末)		規模(計画)		維持又は修繕の方法	平面図	
										延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)			
南房総ゾーン	地域海岸⑤	18	富山(小浦地区・岩井地区)	2,300	南房総市・鋸南町(県)	水管理・国土保全局	侵食・環境高潮	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後も継続的に、侵食対策を実施していく。また、地域の実情に応じて、高潮・津波対策を実施していく。事業の実施に際しては、周辺の生物環境に十分配慮していく。	護岸	◎	L=1880m	4.5	L=420m	4.1～6.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	4
								開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	-			
								消波工	◎	L=74m	-	L=90m	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。		
								突堤	○	1基	-	1基	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。		
								養浜工	◎	-	-	-	-	-		
	地域海岸④	19	勝山漁港	3,142	鋸南町(県)	水産庁	高潮・侵食環境	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後も継続的に、高潮対策・侵食対策を実施していくと共に、快適な海岸環境の整備も実施していく。また、必要に応じて、津波対策を実施していく。	護岸	-	L=479.42m		-	4.5～7.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	4
									胸壁	-	L=250.12m		-		常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									堤防または開口部処理	◎	-		一式		-	
									突堤	-	2基		-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									養浜工	◎	-		一式	-	-	
		19-2	保田漁港	4,055	鋸南町(町)	水産庁	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	4.5～7.5	-	4
		20	保田(本郷地区)	1,800	鋸南町(県)	水管理・国土保全局	高潮・侵食	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、高潮・津波、侵食対策を実施していく。また、当海岸では、貴重な種子植物・シダ植物等も確認されており、事業実施に際しては、生息環境への影響、漁業活動への影響に十分配慮していく。	護岸	◎	L=1630m	4.5	L=170m	4.5～7.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/年の職員による目視点検及び1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	4
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
		21	金谷漁港	1,270	富津市(市)	水産庁	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=81.4m	3.9	-	4.5～7.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	5
									堤防または開口部処理	◎	-	-	一式		-	
									突堤	-	1基	2.4	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		22	浜金谷港(金谷地区)	1,900	富津市(県)	港湾局	高潮	岩礁性の海岸であり、背後には集落が存在する。今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	○	L=726m	3.7～4.1	-	4.5～7.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	5
									堤防または開口部処理	◎	-	-	一式		-	
									突堤	-	1基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	

地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。
番号：「新規」は、今後、新たに漁港海岸として指定予定。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農林振興局(農林水産省農林振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(4) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その4)

ゾ ー ン 名	地 域 海 岸	番 号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図	
										延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)			
南房総ゾーン	地域海岸③	23	天羽(竹岡地区)	1,300	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	岩礫性の海岸であり、海岸付近まで崖が迫っている。 国土保全の観点から、今後、必要に応じて、侵食、高潮・津波対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.9～7.6	-	5
		24	竹岡漁港	750	富津市(市)	水産庁	高潮	岩礫性の海岸であり、背後には集落が存在する。 今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	3.9～7.6	-	5
		24-2	萩生漁港	590	富津市(市)	水産庁	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	3.9～7.6	-	5
		25	天羽(湊地区)	1,150	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	岩礫性の海岸であり、海岸付近まで崖が迫っている。 国土保全の観点から、今後、必要に応じて、侵食、高潮・津波対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	6
		26	上総湊港(竹岡地区・湊地区)	2,480	富津市(県)	港湾局	高潮・侵食	背後に集落が存在し、海水浴利用等への要請も高いため、今後、必要に応じて、侵食、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	○	L=1615m	1.9～2.4	一式	3.6～7.6	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	6
									胸壁	○	-	-	一式		-	
									離岸堤	-	3基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									潜堤	-	1基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									突堤	-	3基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									水門	○	2基	-	一式	3.6～7.6	開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		27	天羽(東悪波地区)	550	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	6
									離岸堤	-	9基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		28	大佐和(船端地区)	1,850	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波、侵食対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	6
									消波堤	-	L=134m	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		29	佐貫漁港	770	富津市(市)	水産庁	侵食・高潮	砂浜海岸であり、背後には集落も存在する。今後、必要に応じて、侵食・高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	3.6～7.6	-	6
		30	大佐和(佐貫地区)	2,700	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	砂浜海岸であり、海岸まで崖が迫っている。今後も、国土保全の観点から、侵食対策を検討していく。また、今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、当海岸の周辺には、サギ科・シギ科の貴重種等も確認されており、生息環境に影響を及ぼさぬよう、十分に配慮していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	1式	3.6～7.6	-	6
									離岸堤	◎	-	-	1基	-	-	

地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(5) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その5)

ゾー ン 名	地 域 海 岸	番 号	海岸名・地区名等	海岸線延長 (m)	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
											延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
南房総ゾー ン	地域 海岸 ③	31	大貫漁港	1,400	富津市(市)	水産庁	高潮	背後に集落が存在し、今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、当海岸にはハマヒルガオ等の海岸性植物も存在し、事業実施に際しては、十分配慮していく。	堤防	-	L=262.6m		-	3.6～7.6	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	7
									堤防または開口部処理	◎	-		一式	-		
		32	大佐和(岩瀬地区)	1,640	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	今後、必要に応じて、侵食、高潮・津波対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	7
									離岸堤	-	10基	-	-	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		33	富津(南富津地区)	4,460	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	漂砂活動が活発な砂浜海岸であり、今後も、侵食対策を検討していく。また、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、事業実施時には、漁業活動への影響、貴重な生態系への影響に十分に配慮していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	7
		33	富津(南富津地区)	4,460	富津市(県)	水管理・国土保全局	侵食・高潮	漂砂活動が活発な砂浜海岸であり、今後も、侵食対策を検討していく。また、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、事業実施時には、漁業活動への影響、貴重な生態系への影響に十分に配慮していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.6～7.6	-	7
									離岸堤	◎	8基	-	3基	-	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		34	富津漁港(下洲地区)	3,449	富津市(県)	水産庁	高潮	背後には漁業関係の施設や保安林が存在する。 今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	堤防または開口部処理	◎	-		一式	3.6～7.6	-	7
	地域 海岸 ②	35	富津(北富津地区)	700	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	砂浜海岸であり、背後には公園関係の施設、保安林が存在する。 今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.1～7.4	-	7
		36	富津漁港(富津地区)	3,448	富津市(県)	水産庁	高潮	背後には、集落が密集しており、今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。 また、事業実施時には、漁業活動へ十分に配慮していく。	護岸	-	L=963.8m		-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	7
木更津・君津・富津ゾー ン	地域 海岸 ②								堤防または開口部処理	◎	-		一式	-		
		37	富津(青堀地区)	2,500	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	○	L=2300m	3.4	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	8
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	-		
		38	富津(大堀地区)	2,900	富津市(市)		高潮	背後には、集落が存在しており、今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式	3.1～7.4	-	8
		39	木更津港(君津地区)	9,754	君津市(県)	港湾局	高潮	施設は内陸の運河沿いに存在する。背後には市街地が広がっているため、今後、既存施設の機能維持などの高潮対策を実施していく。 また、今後、必要に応じて津波対策を実施していく。	護岸	○	L=3170m	2.6～3.0	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	9

地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(6) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その6)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	海岸線延長 (m)	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
											延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
木更津・君津・富津ゾーン	地域海岸②	40	木更津港(木更津地区)	11,885	木更津市(県)	港湾局	高潮	施設は内陸の運河沿いに存在する。背後には市街地が広がっているため、今後も、既存施設の機能維持や雨水排除等の高潮対策を継続的に実施していく。 今後、必要に応じて、津波対策を実施していく。	護岸	○	L=6827m	2.6～3.5	一式	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	10
									胸壁	○	L=1234m	2.6～3.0	一式		常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									水門	○	3基	-	一式		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	○	18基	2.6～3.5	一式		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									樋門	○	3基	-	一式		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	○	2基	-	一式	-	開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		41	木更津(畔戸地区)	4,450	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=4450m	3.4	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	11
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
									水門	-	1基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		42	金田漁港(瓜倉地区・中島地区)	6,761	木更津市(市)	水産庁	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=1472m		-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	11,12
									堤防または開口部処理	◎	-		一式		-	
									水門	-	2基		-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		43	木更津(高須地区)	400	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=400m	3.4	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	12
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
									水門	-	1基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	

地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(7) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その7)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	海岸線延長 (m)	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
											延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
木更津・君津・富津ゾーン	地域海岸②	43-2	木更津(高須一号地区)	1,957	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=1957m	3.4	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	12
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
									水門	-	2基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		43-3	木更津(高須二号地区)	1,268	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=1268m	3.4	-	3.1～7.4	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	12
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
									水門	-	1基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		44	牛込漁港	1,349	木更津市(市)	水産庁	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	-	-	-	3.1～7.4	-	12
									堤防または開口部処理	◎	-	-	一式		-	
千葉中央・南部ゾーン	地域海岸①	45	袖ヶ浦海岸(奈良輪地区)	501	袖ヶ浦市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	-	L=459m	3.4	-	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	12
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
		46	長浦	11,204	袖ヶ浦市・市原市(県)	農村振興局	高潮	施設は内陸の運河沿いに存在し、県企業庁が国と売買契約を行ったうえで長浦干拓事業の用途廃止がされており、背後地は農地がほとんどなく、農地保全としての海岸保全区域指定の意味がなくなっており、海岸保全区域の指定変更及び所管換えが必要となっていることから、背後地の土地利用の変化などを踏まえた高潮・津波対策の検討について関係機関との調整を進める。	護岸	-	L=7670m	-	-	3.8～9.5	海岸保全区域の指定変更及び所管換えについて関係機関と調整した上で常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策や修繕の実施について、関係機関との調整を進める。	13,14
		47	八幡・姉崎(五井・姉崎地区)	5,785	市原市(県)	水管理・国土保全局	高潮	今後、必要に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸	○	L=5785m	3.4	-	3.8～9.5	本海岸は、京葉臨海コンビナート陸側に位置し水路の形状となっているが、運動公園・緑地公園等、隣接地の利用が進み人の通行もある区域であることから、出水期前後における巡視や、常時―異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	15
									開口部処理または堤防工	◎	-	-	一式		-	
									水門	⊕	-	-	1箇所		-	
		48	千葉港(市原地区)	38,600	市原市(県)	港湾局	高潮	背後地における人口・資産の集積が非常に高く、今後、高潮対策を検討していく。 また、必要に応じて津波対策を実施していく。	胸壁	◎	-	-	L=4023m	3.8～9.5	-	16
									水門	○	4基	-	4基		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	-	2基	-	1基		設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		49	八幡浦	1,844	市原市(県)	農村振興局	高潮	背後地における人口・資産の集積が非常に高いが、後背地は県企業庁が国と売買契約を行ったうえで工業用地として使用され、農地保全としての海岸保全区域指定の意味がなくなっており、海岸保全区域の指定変更及び所管換えが必要となっていることから、背後地の土地利用の変化などを踏まえ、必要な高潮・津波対策の検討について、関係機関との調整を進める。	胸壁	○	L=1844m	-	-	3.8～9.5	海岸保全区域の指定変更及び所管換えについて関係機関と調整した上で、常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策や修繕の実施について、関係機関との調整を進める。	16

地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(8) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その8)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	海岸線延長 (m)	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
											延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
千葉中央・南部ゾーン	地域海岸①	50	千葉港(寒川地区)	21,000	千葉市(県)	港湾局	高潮	背後地における人口・資産の集積が非常に高く、今後、土地利用の状況にも応じて、高潮対策を検討していく。 また、必要に応じて津波対策を実施していく。	護岸	○	L=852m	3.9～4.4	L=5336.5m	3.8～9.5	―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する	17
									胸壁	○	L=5514m	3.9～4.4	L=5336.5m		―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する	
									水門	○	3基	―	3基		―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	○	13基	3.4～4.3	8基		―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	―	3基	―	1基	―	―設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		51	千葉港(中央地区)	14,002	千葉市(県)	港湾局	高潮	背後地における人口・資産の集積が非常に高く、今後、土地利用の転換への対応も含め、高潮対策を継続的に実施していく。 また、必要に応じて津波対策を実施していく。	護岸	◎	―	―	―	―	―	18
									護岸	○	L=100m	3.9	L=2436m L= 330m	3.8～9.5	―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									胸壁	○ ◎	L=5780m	3.9～4.4	L=2436m L= 330m		―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									水門	○	4基	―	4基		―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	○	26基	4.1	21基		―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	―	1基	―	2基	―	―設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
千葉北部ゾーン	地域海岸①	52	千葉港(検見川地区)	7,320	千葉市(県)	港湾局	高潮・侵食環境	背後地における人口・資産の集積が高く、海洋性レクリエーションの要請も高いため、今後も継続的に、高潮対策・侵食対策を実施していくと共に、快適な海岸環境の創造等についても実施していく。 また、必要に応じて津波対策を実施していく。	護岸	○	L=7511m	3.9～6.3	―	3.8～9.5	―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	19
									堤防	◎	―	―	―		―	
									堤防	―	L=5767m	3.9～6.3	―		―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									突堤	―	8基	―	―	―	―常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									離岸堤	◎	―	―	1基	―	―	
									潜堤	―	5基	―	―	―	―	
									水門	○	1基	―	1基	3.8～9.5	―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	―	2基	4.3	―		―開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	―	1基	―	1基	―	―設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									養浜工	―	―	―	―	―	―	

地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。

表-2.3(9) 整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等(その9)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	海岸線延長 (m)	市町村(管理者)	所管	種別	整備方針	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (令和5年度末)		規模 (計画)		維持又は修繕の方法	平面図
											延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)		
千葉北部ゾーン		53	習志野	5,100	習志野市(県)	水管理・国土保全局	高潮	保全区域を廃止予定。	護岸	-	L=5100m	3.2	-	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	20
		54	千葉港(習志野地区)	6,390	習志野市(県)	港湾局	高潮・環境	背後地における人口・資産の集積が高いことから、今後、遊歩道等快適な海岸環境の創造等について実施していく。 また、必要に応じて津波対策を実施していく。	護岸	○	L=1206m	4.4	-	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	21
									胸壁	-	-	-	-		-	
									堤防	○	L=2054m	4.5	-	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(舗装のひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									潜堤	-	-	-	-	-	-	
									突堤	-	-	-	-	-	-	
									養浜工	-	-	-	-	-	-	
葛南ゾーン	地域海岸①	55	千葉港(船橋地区)	14,950	船橋市(県)	港湾局	高潮	背後地における人口・資産の集積が高く、また低地帯も存在するため、既存施設の耐震強化対策を実施し、必要に応じて津波対策も実施していく。 特にゼロメートル地帯などの危険性の高い地域における耐震対策については、早期に検討していく。	護岸	○	L=3709m	4.2～6.9	-	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下、銅矢板の腐食など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	21
									堤防	○	L=1555m	4.5	-		常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									胸壁	○	L=3192m	4.5～6.9	-		常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	
									水門	○	5基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	-	18基	4.5～5.2	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	○	4基	-	4基	-	施設の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		56	市川	8,474	市川市(県)	水管理・国土保全局	高潮	背後地の資産の集積が高く、また護岸が老朽化していることから現在の海岸線に海岸保全区域を設定し、まちづくりとあわせた護岸改修を行う。その際には、海と陸の自然な連続性を取り戻すことに配慮するとともに、海への影響を最小限にとどめ、素材についても多孔質の自然素材を使用するなど環境にも配慮する。また、必要に応じて、津波対策を実施していく。	護岸	○	L=8474m	2.44～4.52	L=3440m	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	22
									水門	-	5基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									陸閘	-	1基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
									排水機場	-	2基	-	-	-	開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	
		57	浦安	16,526	浦安市(県)	水管理・国土保全局	高潮	背後地の人口・資産の集積は高く、大規模な商業施設も存在する。背後地の都市計画等との一体性にも配慮し、今後継続的に、護岸の改良等の高潮対策を実施していく。また、必要に応じて、津波対策を実施していく。 入船地区については補修などのために構造物を海側に張り出す場合には必要最小限とし、海域への影響が可能な限り少なくなるように配慮する。	護岸	○	L=15026m	2.4～7.07	L=4900m	3.8～9.5	常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状(基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など)について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。	23
									陸閘	-	1基	-	-		開閉機能、止水機能、設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。	

地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。
海岸線延長：平成26年版海岸統計等による。
所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農林振興局(農林水産省農林振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
種別：高潮には津波も含む。